(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　山口県山口市大内長野字岩ケ向二二〇の二（次の図に示す部分に限る。）、字東山二二三の八、防府市大字江泊字嵯峨山三三四の三、三三四の五、字水上三三六の一、周南市大字須万字河原山四六二の一、四六二の一〇、四六三、五八〇三、字高野二〇六二の一、二〇六二の三、二二四一、二四七六
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩ケ向二二〇の二・字東山二二三の八・字水上三三六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

一　保安林の所在場所　富山県氷見市角間字上野三四の一、三四の二、三五の一、三六、四八の一、四八の四、五六、字谷窪一六一一、字向山一九八八

二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

一　保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙一〇六六の一、丙一〇六七、丙一〇六八、丙一〇六九の一、丙一〇六九の二、丙一〇七〇から丙一〇七二まで、丙一〇七四から丙一〇七九まで、丙一〇八一の一、丙一〇八二の一、丁四五五から丁四五八まで、丁四五八の一、丁四五九から丁四六一まで、丁四六三から丁四六五まで、丁四六六の一、丁五四二の一、丁五四三の二、丁五四四の一、丁五四六の二、丁五四九、丁五五〇の二、丁五五一の二、丁五五二、丁五五四、丁五五五の二、丁五五五の三、丁五五六、丁五五六の一、丁五五七、丁五五八の二、丁五五九、丁五六〇、丁五六一の三、丁五六二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市三島上条字鶯返り四〇九の一、四一〇の一、四二三、四二四の一から四二四の三まで、四二五の一、四二五の二、四二六から四二八まで、四二九の一、四六二、四六三の一から四六三の三まで、四六四から四六八まで、四六九の一、四六九の二、四七〇の一、四七〇の二、四七一、四七二、字釵ケ峯四七四、四七六、四七九から四八六まで、四八七の一、四八八の一から四八八の三まで、四八九の一、四九〇、四九三、四九四の一、四九五の一、四九六、四九七、五〇九、五一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市湯宮字猪ノ平一〇一七の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字猪ノ平一〇一七の九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢熊倉一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の三、一二の一、二四の一、二五の一、二五の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字本沢熊倉一二の一、一の一・二四の一・二五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）